

令和7年度第3回 八千代市障害者自立支援協議会

日時：令和8年3月24日(火)

13時30分から

場所：八千代市上下水道局庁舎2階 大会議室

傍聴人

楠
委員

石田
委員

伊藤
委員

桜庭
委員

秋葉
委員

湊田
委員

吉野
委員

大橋
主査

木村
副主査

三島
副主査

神代
課長

副会長

会長

ケアサポート
笑和輪

阿利
委員

佐藤
委員

小原
委員

中村
委員

大庭
委員

奥山
委員

小野
委員

小竹
委員

西澤
委員

機材

武田
主事

藤平
主査補

木村
主査

令和7年度第3回 八千代市障害者自立支援協議会次第

日 時 令和8年3月24日（火） 13時30分から

場 所 八千代市上下水道局庁舎2階 大会議室

1 開会

2 議題

(1) 委員委嘱について

(2) 会長及び副会長の選任について

(3) 地域生活支援拠点等コーディネーターの今後について

(4) 各分科会の今年度の活動等について

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの今後について

(6) その他

3 事務連絡

4 閉会

八千代市障害者自立支援協議会 委員名簿

委員名	所 属	分 野
1 小野 美果	八千代市身体障害者福祉会	障害者等及びその家族
2 伊藤 則之	なごみの家	指定相談支援事業者を代表する者
3 吉野 眞里子	特定非営利活動法人 にじと風福祉会	指定相談支援事業者を代表する者
4 佐藤 翼	社会福祉法人 実のりの会 ビック・ハート	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
5 小原 正律	ふる里学舎八千代	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
6 奥山 琢	社会福祉法人 八千代翼友福祉会 きざし	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
7 西澤 昇太郎	障害者支援施設 作山更生園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
8 國島 弘	障害者就業・生活支援センターあかね園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
9 千葉 諭	社会福祉法人愛の園福祉会 愛の園児童発達支援センター	指定障害児通所支援事業者を代表する者
10 淵田 真弓	八千代市児童発達支援センター	指定障害児通所支援事業者を代表する者
11 宍倉 富子	グリーンヒルキッズゆりのき台	指定障害児通所支援事業者を代表する者
12 秋葉 理江	八千代市母子保健課	保健機関を代表する者
13 中村 明澄	向日葵クリニック	医療機関を代表する者
14 桜庭 幸太郎	八千代市教育委員会指導課	教育機関を代表する者
15 阿利 泰子	千葉県立八千代特別支援学校	教育機関を代表する者
16 山崎 馨子	船橋公共職業安定所 専門援助部門	障害者を雇用する法人を代表する者
17 小竹 祐二	八千代市身体障害者福祉会 基幹相談支援センターそら	障害者団体を代表する者
18 石田 和美	八千代精神障害者家族会かたくり会	障害者団体を代表する者
19 大庭 久美	八千代市手をつなぐ親の会	障害者団体を代表する者
20 楠 ゆかり	船橋人権擁護委員協議会	権利擁護関係団体を代表する者
21 仲村 亜矢子	八千代市社会福祉協議会	権利擁護関係団体を代表する者
22 檜垣 昌也	聖徳大学短期大学部保育科	障害福祉に関する学識経験を有する者

○八千代市障害者自立支援協議会設置要綱

制定	平成19年3月30日告示第	44号
改正	平成24年3月30日告示第	91号
	平成25年3月1日告示第	28号
	令和3年4月19日告示第	173号
	令和4年1月5日告示第	1号

(設置)

第1条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）への支援の体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定により、八千代市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平24告示91・平25告示28・一部改正）

(所掌)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 処遇困難事例への対応のあり方の協議及び調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開拓及び改善に関すること。
- (4) 障害福祉計画に関すること。
- (5) その他障害者等への支援の体制の整備に関すること。

（平24告示91・一部改正）

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者等及びその家族
- (2) 指定相談支援事業者を代表する者
- (3) 指定障害福祉サービス事業者を代表する者
- (4) 指定障害児通所支援事業者を代表する者
- (5) 保健機関を代表する者
- (6) 医療機関を代表する者
- (7) 教育機関を代表する者
- (8) 障害者を雇用する法人を代表する者

- (9) 障害者団体を代表する者
- (10) 権利擁護関係団体を代表する者
- (11) 障害福祉に関する学識経験を有する者

(平24告示91・平25告示28・一部改正)

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面を委員に送付して、可否を問い、その結果をもって、前項に規定する会議の議決に代えることができる。

- (1) 天災その他避けることができない事故により委員が通常交通手段によって会議に出席することが著しく困難となった場合
- (2) 感染症その他の疾病の予防又はまん延の防止のため、委員が会議に出席することが適当ではない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか会議に代えて書面による協議を行うことにつ

いて相当な理由がある場合

(令和4告示1・一部改正)

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平25告示28・一部改正)

(資料の提出等の要求)

第9条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障害者自立支援担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年5月1日から施行する。

(令3告示173・一部改正)

(令和3年5月8日に委嘱される委員の任期の特例)

2 令和3年5月8日に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同年12月19日までとする。

(令3告示173・追加)

附 則 (平成24年告示第91号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第28号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年告示第173号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。

支援体制の構築

相談支援 (延べ数)	相談者	対応方法						主な相談内容	
		電話	訪問	関係機関との調整					その他 (郵便・メール)
				短期入所 事業所	医療機関	障害福祉 サービス事業所	その他 (特学・役所)		
本人		5		5					
家族(介護者)	58	12	2		2		事業について サービス(日中活動・体験利用など)内容について 情報共有(家族支援・権利擁護・金銭管理等) グループ支援ワーカーへの協力依頼など		
関係機関	133	9	44	11	52	57			
その他 ()									
合計	191	26	46	16	54		57		
内 数	夜間休日								
	事前登録無し								

登録者の 状態等 確認 (延べ数)	相談者	対応方法					登録 拠点 等 担 当 者 会 議	開催日	所要時間	内 容
		電話	訪問	来所	他機関への訪問	その他 (手紙)				
本人			6				偶数月 11月以降毎月	60分~90分	基幹相談支援センター ・動向、今後の方向性 ・書式内容及び対応について等	
家族(介護者)	43		7			3	7月15日 3月24日	15分	八千代市障害者自立支援協議会(全体会) ・令和6年度地域生活支援拠点等事業実績報告 ・令和7年度地域生活支援拠点等事業実績報告	
関係機関	43		4			6	1月29日 2月26日	90分	令和7年度八千代市地域生活拠点等連絡会議 ・移管先基幹相談支援センターとの情報共有 ・移管先基幹相談支援センターとの情報共有等	
その他 ()							10月2日 2月13日 3月17日	75分 240分 240分	厚労省オンライン研修に向けた事前会議 GH連絡協議会合同意見交換会(船橋市) 地域生活支援拠点等意見交換会(県)	
合計	86		17			9				

計画相談支援事業所
への登録通知

人 ※既に計画相談を利用している場合のみ

**サービス等
制度案内**

8 人

2 緊急時支援業務

支援の実施									
相談支援 (延べ数)	相談者	対応方法						主な発生事由及び支援内容	
		電話	訪問	関係機関との調整			その他 ()		
	短期入所 事業所			医療機関	障害福祉 サービス事業所	その他 ()			
	本人								
家族(介護者)	2								
関係機関	30	2	11		19		親族の入院による受け入れ先の確保		
その他 ()							相談支援事業所への連絡 受け入れ先の確保		
合計	32	2	11		19				
内 数	夜間休日	1							
	事前登録無し	1							

3 緊急時支援後業務(出口支援)

ケース会議	開催日	所要時間	出席者(事業所)	内容

NPO法人やちけあ

八千代市民が病気や障害を持ってても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることに貢献することを目的として2020年10月設立しました。



「八千代市の医療・介護・福祉職で一致団結して八千代市の地域包括ケアシステムを支えよう！」

NPO法人やちけあ

地域包括ケアシステム

厚生労働省においては、2025年(令和7年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、重度な要介護状態となっても**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される**地域包括ケアシステムの構築を推進



NPO法人やちけあ

歴史

- 2015年10月 第1回八千代市民フォーラム
- 2016年04月 有志で「チーム八千代」結成
- 2016年10月 第2回八千代市民フォーラム
- 2018年03月 第3回八千代市民フォーラム
- 2019年08月 やちけあキックオフミーティング
- 2019年11月 NPO法人やちけあ設立準備
- 2020年01月 NPO法人やちけあ設立総会
- 2020年10月 NPO法人やちけあ設立



NPO法人やちけあ

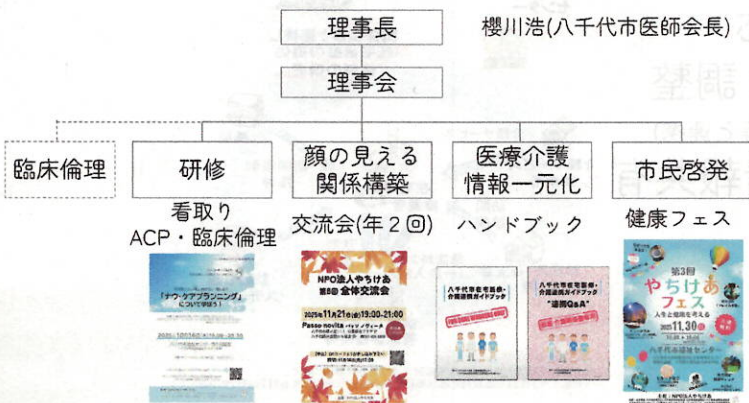
構成団体

- 八千代市医師会
 - 八千代市歯科医師会
 - 八千代市薬剤師会
 - 八千代市訪問看護師会
 - 八千代市リハビリテーション協議会
 - 八千代市介護サービス事業者協議会
 - やちよケアマネ・ネットワーク
 - 八千代市社会福祉協議会
- +
- 八千代市在宅医療・介護連携支援センター
 - 八千代市・地域包括支援センター
- 8団体**



NPO法人やちけあ

組織図



NPO法人やちけあ

年間スケジュール(2025年)

	全体・コアメンバー	研修会
4月	4/17(木)コアメンバー会議①	
5月		
6月	6/26(木)社員総会・全体交流会①	6/19(木)ナウ・ケア研修会⑨
7月		
8月	8/2①(木)コアメンバー会議②	
9月		9/2(火)BCP研修会
10月		10/16(木)ナウ・ケア研修会⑩
11月	11/21(金)全体交流会② 11/30(日)第3回やちけあフェス	
12月	12/19(金)コアメンバー会議③	
1月		1/15(木) ナウ・ケア研修会⑪
2月		
3月	3/19(木)コアメンバー会議④	

NPO法人やちけあ

在宅医療に必要な機能

退院支援

日常の療養支援

急変時の対応

看取り

医療計画で
策定される

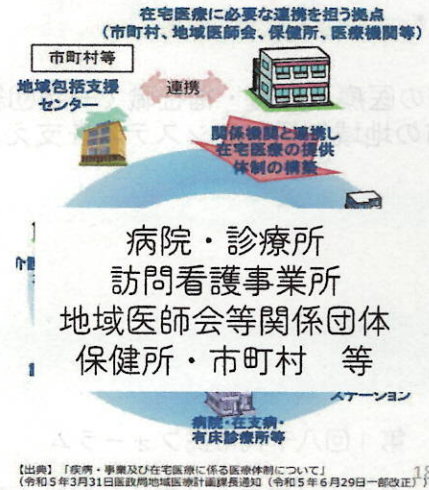
第8次医療計画

全体について

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厚き形りとなった地域医療の様々な課題に対応するとともに、人口構造の変化への対応を図る。
- ・ 令和3年の医療法改正により新たな事業として新興感染症への対応に関する事項を追加（令和4年の改正感染症法に基づく予防計画と整合性を図る）。
- ・ 第7次計画期間中に追加した「医師確保計画」「外来医療計画」（計画期間はいずれも3年間）についてもそれぞれのガイドラインに基づき第8次医療計画の策定と併せて見直しを行う。その際、二次医療計画の設定について先行して議論を行う。

5疾病・6事業及び在宅医療について

- ・ 地域の現状や課題に即した施策の検討においてロジックモデル等のツールを活用する。
- ・ 新興感染症の発生・まん延時や災害時においても必要な医療が提供できる体制の整備を進める。
- 【がん】がん医療の均てん化に加え、拠点病院等の役割分担と連携による地域の実情に応じた集約化を推進する。
- 【脳卒中】適切な病前救済やデジタル技術を活用した急性期診療体制の構築、回復期や維持期・生活期の医療体制の強化に取り組む。
- 【心血管疾患】回復期及び慢性期の診療体制の強化やデジタル技術の活用等による、急性期から一貫した診療体制の整備に取り組む。
- 【糖尿病】発症予防、糖尿病及び合併症の治療・重症化予防のそれぞれのステージに重点を置いて取り組むための体制構築を進める。
- 【精神疾患】患者の病状に応じ、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制整備を一層推進する。
- 【救急】増加する高齢者の救急や、特に配慮を要する救急患者を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割を明確化する。
- 【災害】災害拠点病院等における豪雨災害の被害を軽減するため、地域における浸水対策を進める。
- 【新興感染症】新型コロナウイルス感染症対応の取組を進め、当該対応での最大規模の体制を目指し、平時に医療機関の機能及び役割に応じた協定締結等を通じて、地域における役割分担を踏まえた新興感染症及び通常医療の提供体制の確保を図る。
- 【へき地】医師の確保に配慮するとともに、オンライン診療を含む遠隔医療を活用。⇒改正医療法第105条の4第1項
- 【周産期・小児】保健・福祉分野とも連携し、ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児への支援に力を入れる体制整備を進める。
- 【在宅医療】「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定するとともに、各職種間の連携・役割についても明確化する。また、在宅医療に係る医療機関等に対し災害時におけるBCPの策定を支援する。



NPO法人やちけあ

在宅医療に必要な連携を担う拠点

市町村

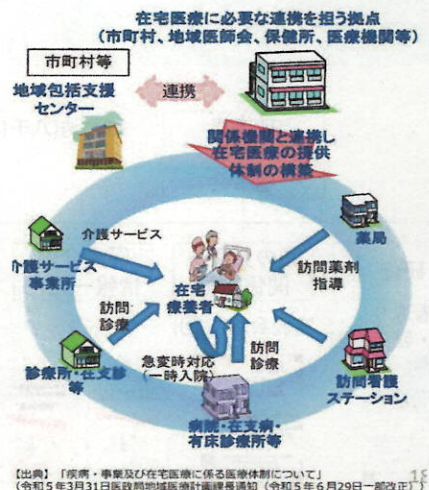
多職種協働

普及啓発

人材育成

体制構築
(災害時・災害に備えて)

- 定期的な会議
 - 在宅医療提供状況の把握
 - 連携上の課題抽出(含:災害時)と対応
- 各サービスリソースの把握と調整
(地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携)
- 24時間体制構築と多職種間情報共有
- 研修実施や情報共有
- 住民への普及啓発

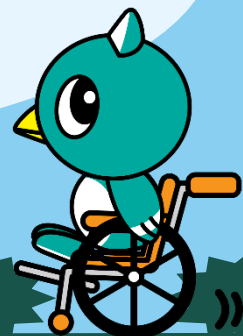


NPO法人やちけあ

八千代市で暮らす
障害のある方とご家族の皆様へ

「もしも」のとき、どうしよう。 その不安、地域と一緒に備えませんか？

八千代市地域生活支援拠点事業



八千代市イメージキャラクター「やっち」

もしも

のとき

必要なことを
コーディネーターが
お手伝いします。

こんなときどうしよう

介護者が急に
入院したら

お家で生活が
できなくなったら



事前登録のできる方

八千代市にお住まいで、次の①から③までのいずれかに該当する方

- 1 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 2 診断書などによる認定で障害福祉サービス、障害児通所支援を利用できる方
- 3 指定難病など障害者総合支援法の対象疾病にり患している方 など

【問合せ先（八千代市委託事業先）】

～令和8年3月まで
ケアサポート笑和輪（わわわ）
☎047-456-8826



委託先
変更

【問合せ先（八千代市委託事業先）】

令和8年4月～
基幹相談支援センターそら
☎047-482-0002

利用の流れ

01 相談・面談



拠点コーディネーターが面談し、「もしも」の時に心配していることをお聞きします。

02 登録・プランの作成



本人・ご家族と「もしも」の時に必要なお手伝いを考えプランを作成します。

03 「もしも」の時には・・・



コーディネーターが中心となり、事前のプランに沿ったお手伝いをします。

利用に関する

Q & A



八千代市イメージキャラクター「やっち」

Q

なぜ事前登録が必要なのですか？

A

あらかじめ登録していただくことで、緊急時に個々の事情に応じた必要な準備・調整をスムーズに行うことができます。

Q

「もしも」の時、どんな支援が受けられますか？

A

家事（調理・掃除・洗濯）や買い物などの生活に必要なヘルパーの支援やグループホームへの入所などの支援が受けられます。

Q

利用料はかかりますか？

A

事前登録及び相談には利用料はかかりません。緊急で短期入所等のサービスを利用した場合には、自己負担が発生します。

障害者が 働くということ

千葉障害者職業センターに
行ってみた！聞いてみた！



働く準備って
何から始めたら
いいのかな？



法定雇用率って？

身近なあの人も
困っていないかな？

令和7年度 八千代市障害者理解啓発事業講演会



八千代市障害者支援課
YouTubeチャンネル



どなたでも

講演動画が視聴できます

【公開開始日】

令和8年3月16日(月)

～令和8年11月30日(月)

【講師】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部
千葉障害者職業センター
上席障害者職業カウンセラー

西山 充洋 氏



お問い合わせ先：八千代市障害者支援課

TEL:047-421-6741 FAX:047-483-2665